

建物火災(個人住宅等)に遭われた際のごみ処理について

火災ごみの搬入

建物火災によって発生した火災ごみの一部は、ご自身でストックヤード等に持ち込みができます。

手数料は無料ですので、指定ゴミ袋、粗大ゴミシールの購入は必要ありません。

※減免申請書の提出が必要です。

※持ち込む場所、日時について指定をさせて頂くことがあります。

搬入できるもの・できないもの

搬入できる廃棄物（一般廃棄物）

- ・建物火災により焼け落ちた柱や壁等、焼失した家財、消火活動によって使用できなくなった家財等

搬入できない廃棄物

- ・焼失した建物を業者が解体した際に発生した廃棄物(産業廃棄物)
(例：解体した柱、屋根、コンクリートがらなど)
- ・市では収集しないごみ
(例：タイヤ、消火器、土砂・がれき類など。「家庭ごみ分別の手引き」をご参照ください。)

個人負担が必要な費用

- ・火災を原因としない一般廃棄物の処理手数料
- ・一般廃棄物の収集運搬業務を市の許可業者へ依頼する場合の費用
- ・産業廃棄物の処理費用全て

対象者・必要書類

対象者

- ・本市内の焼失した建物の所有者若しくは法定相続人が対象になります。

※焼失した建物が事業所、工場等の場合は除きます。

必要書類

- ・一般廃棄物処理手数料減免申請書・罹災証明書・誓約書をご提出頂きます。

問い合わせ先 本巢市役所 環境課 TEL：058-323-7751